

静岡県ゆずりあい駐車場制度 令和6年7月1日から対象者を拡大します！

1 概要

令和6年7月1日から静岡県ゆずりあい駐車場制度を利用できる方の範囲を拡大します。

- ・けがや病気により一時的に歩行困難な場合も、医師が駐車場利用が必要と判断した方は、利用証の交付を受けることができますようになります。
- ・利用対象者の障害等級や要介護度等を拡大します。

2 ゆずりあい駐車場制度とは

- ・障害のある人や妊産婦等の歩行が困難な人に利用証を交付し、車いす使用者用駐車場及び優先駐車区画の適正利用を推進
- ・公共施設、商業施設、病院など、県内約1,700カ所の駐車場で利用可能
- ・同様の制度を42府県（本県含む）で運用しており、利用証の相互利用が可能

<ゆずりあい駐車場の例>



<利用証掲示の例>



3 ゆずりあい駐車場利用証の交付を希望される方へ

- ・利用証は、県健康福祉センターや市町の福祉担当課で交付しています。
- ・医療機関での診断書取得には、費用がかかる場合があります。
- ・けがや病気による一時的に歩行困難な場合の利用証の有効期間は、最長6か月間です。
- ・利用証をお持ちになる方の間でも「ゆずりあい」をお願いします。
- ・利用証を持っていない方も、必要な場合は、車いす使用者用駐車場などを利用する場合があります。

4 県民の皆様へのお願い

この取組には県民の皆様の一人心の「ゆずりあい」の心が欠かせません。歩行に支障のない方は、ゆずりあい駐車場への駐車は御遠慮ください。

5 事業者の皆様へのお願い

ゆずりあい駐車場制度の案内表示のある駐車場の確保に、御協力をお願いします。

6 対象拡大の詳細

区 分		対 象 等 級 等		
		現行 (～R6.6.30)	拡大後 (R6.7.1～)	
有効期間無	身体障害者	視覚障害	1級～4級の1	1級～4級
		聴覚障害	2級～3級	同左
		平衡機能障害	3級	3級～ <u>5</u> 級
		肢体不自由上肢	1級～2級の2	1級～ <u>2</u> 級
		肢体不自由下肢	1級～4級	1級～ <u>0</u> 級
		肢体不自由体幹	1級～3級	1級～ <u>5</u> 級
		脳原 上肢	1級～2級(上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)	1級～ <u>2</u> 級
		脳原 移動	1級～3級	1級～ <u>6</u> 級
		内部障害	1級～3級	1級～ <u>4</u> 級
		知的障害者	療育手帳A	同左
	精神障害者	1級	同左	
	高齢者	要介護度5～2	要介護度5～ <u>1</u>	
	難病患者	特定医療費(指定難病)受給者 特定疾患医療受給者 小児慢性特定疾患医療受給者	同左	
有効期間有	妊産婦	妊娠7ヶ月から産後3ヶ月までの間にある妊産婦	妊娠7ヶ月から産後12ヶ月までの間にある妊産婦	
	けが人 病人	—	医師の診断書により駐車場の利用が必要であると認められる者	